

平成25年

自由民主党
収支報告書

自由民主党佐賀県支部連合会

(その1)

収 支 報 告 書

平成 25 年分
(平成 年 月 日開催分)

(ふりがな)

1 政治団体の名称

じゅうみんしゅとうさがけんしふれんどうかい
自由民主党佐賀県支部連合会

2 主たる事務所の所在地

佐賀市水ヶ江一丁目8番17号

3 代表者の氏名

福岡 資鷹

4 会計責任者の氏名

杉原 豊喜

事務担当者の氏名

西村 忠則

(電話) 0952-24-1286

森 信子

(電話) 0952-24-1286

(電話)

政治団体の区分

- | | |
|---|--|
| ☐ 政 党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項 |
| ☒ 政 党 の 支 部 | の 規 定 に よ る 政 治 団 体 |
| ☐ 政 治 資 金 団 体 | ☐ そ の 他 の 政 治 団 体 |
| | ☐ そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
☒ 無

公職の種類 _____
資金管理団体
の届出をした
者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の 氏 名 _____

公職の種類 _____

資金管理団体の指定の期間

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

備考1. 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在の状況により、いずれかに「✓」を記入すること。

2. 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」、「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合にのみ記載すること。

3. 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。

4. 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ「✓」を記入すること。

5. 「国会議員関係政治団体の区分」の欄の中の「公職の候補者の氏名」、「公職の種類」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。

6. 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載を要しないこと。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額			十億	1	0	9	7	5	7	1	1	8	円
(前年からの繰越額)					4	6	9	3	4	1	4	8	
(本年の収入額)					6	2	8	2	2	9	7	0	
支 出 総 額					8	2	0	3	9	5	7	1	
翌 年 へ の 繰 越 額					2	7	7	1	7	5	4	7	

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額			十億			7	5	0	0	7	7	5	円
員 数									4	9	2	0	

(2) 寄 附

ア 寄附 (イを除く。) の区分	金 額												備 考
(ア) 個人からの寄附			十億		7	3	9	5	0	0	0		
うち特定寄附											0		
(イ) 法人その他の団体からの寄附											0		
(ウ) 政治団体からの寄附								8	0	0	0		
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)					7	4	0	3	0	0	0		
[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]											0		
イ 政党匿名寄附											0		
合 計 (ア + イ)					7	4	0	3	0	0	0		

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	備 考
自由民主党本部	808,000	H25.1.31	東京都千代田区永田町一丁目11-23	
〃	85,800	2.1	〃	
〃	434,000	2.28	〃	
〃	215,100	3.5	〃	
〃	97,000	3.28	〃	
〃	491,000	3.29	〃	
〃	469,000	4.2	〃	
〃	469,000	4.3	〃	
〃	300,000	4.10	〃	
〃	15,000,000	4.25	〃	
〃	422,000	4.30	〃	
〃	10,000,000	5.10	〃	
〃	416,000	5.31	〃	
〃	2,200,000	5.31	〃	
〃	72,700	6.5	〃	
この頁の小計	31,479,600			
合 計				

備考 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載すること。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	備 考
自由民主党本部	215,100	H25.6.10	東京都千代田区永田町一丁目11-23	
〃	85,800	6.17	〃	
〃	164,400	6.20	〃	
〃	335,000	6.28	〃	
〃	71,700	7.3	〃	
〃	410,000	7.31	〃	
〃	2,200,000	7.31	〃	
〃	263,000	8.30	〃	
〃	85,800	9.2	〃	
〃	861,273	9.25	〃	
〃	348,000	9.30	〃	
〃	2,200,000	10.31	〃	
〃	603,000	10.31	〃	
〃	253,000	11.29	〃	
〃	100,000	12.6	〃	
この頁の小計	8,196,073			
合 計				

備考 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載すること。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	備 考
自由民主党本部	2,200,000	H25.12.24	東京都千代田区永田町一丁目11-23	
〃	546,000	12.26	〃	
この頁の小計	2,746,000			
合 計	42,421,673			

備考 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載すること。

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
県議会政務調査事務負担金	250,000	2013/1/21 自由民主党佐賀県議会議員団
〃	250,000	2013/2/21 〃
〃	250,000	2013/3/21 〃
平成24年度佐賀県安心子ども基金補助金	93,000	2013/4/12 佐賀県保健福祉課
県議会政務調査事務負担金	250,000	2013/4/19 自由民主党佐賀県議会議員団
〃	250,000	2013/5/21 〃
〃	250,000	2013/6/21 〃
職域支部党費返金分(23年度分)	304,400	2013/6/28 自由民主党本部
県議会政務調査事務負担金	250,000	2013/7/19 自由民主党佐賀県議会議員団
〃	250,000	2013/8/21 〃
〃	250,000	2013/9/20 〃
財団事務委託費	2,000,000	2013/10/17 (財)佐賀自由民主会館
県議会政務調査事務負担金	250,000	2013/10/21 自由民主党佐賀県議会議員団
〃	250,000	2013/11/21 〃
〃	250,000	2013/12/20 〃
この頁の小計	5,397,400	
1件10万円未満のもの	100,122	
合 計	5,497,522	

- 備考 1. 1件当りの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載し、1件当りの金額が10万円未満のものについては一括してその合計金額を記載すること。
2. 「摘要」欄には、その基因となった事実を具体的に記載すること。
3. 「備考」欄には、年月日を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体に あつては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつて は、代表者の氏名)	備 考
保利 耕輔	35,000	H25.2.8	唐津市東城内6番47号	衆議院議員	
〃	35,000	3.8	〃	〃	
〃	35,000	4.10	〃	〃	
〃	35,000	5.10	〃	〃	
〃	35,000	6.10	〃	〃	
〃	35,000	7.10	〃	〃	
〃	35,000	8.9	〃	〃	
〃	35,000	9.10	〃	〃	
〃	35,000	10.10	〃	〃	
〃	35,000	11.8	〃	〃	
〃	35,000	12.10	〃	〃	
この頁の小計	385,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特** 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したものの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
今村 雅弘	35,000	H25.2.8	佐賀市大和町大字川上2018-1	衆議院議員	
〃	35,000	3.8	〃	〃	
〃	35,000	4.10	〃	〃	
〃	35,000	5.10	〃	〃	
〃	35,000	6.10	〃	〃	
〃	35,000	7.10	〃	〃	
〃	35,000	8.9	〃	〃	
〃	35,000	9.10	〃	〃	
〃	35,000	10.10	〃	〃	
〃	35,000	11.8	〃	〃	
〃	35,000	12.10	〃	〃	
この頁の小計	385,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特** 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体に あつては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつて は、代表者の氏名)	備 考
福岡 資麿	35,000	H25.1.10	佐賀市鬼丸町10-48	参議院議員	
〃	35,000	2.8	〃	〃	
〃	35,000	3.8	〃	〃	
〃	35,000	4.10	〃	〃	
〃	35,000	5.10	〃	〃	
〃	35,000	6.10	〃	〃	
〃	35,000	7.10	〃	〃	
〃	35,000	8.9	〃	〃	
〃	35,000	9.10	〃	〃	
〃	35,000	10.10	〃	〃	
〃	35,000	11.8	〃	〃	
〃	120,000	11.19	〃	〃	
〃	35,000	12.10	〃	〃	
この頁の小計	540,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特** 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体に あつては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつて は、代表者の氏名)	備 考
岩田 和親	35,000	H25.2.8	佐賀市中の小路7-1	衆議院議員	
〃	35,000	3.8	〃	〃	
〃	35,000	4.10	〃	〃	
〃	35,000	5.10	〃	〃	
〃	35,000	6.10	〃	〃	
〃	35,000	7.10	〃	〃	
〃	35,000	8.9	〃	〃	
〃	35,000	9.10	〃	〃	
〃	35,000	10.10	〃	〃	
〃	35,000	11.8	〃	〃	
〃	35,000	12.10	〃	〃	
〃	50,000	12.26	〃	〃	
・この頁の小計	435,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体に あつては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつて は、代表者の氏名)	備 考
山下 雄平	35,000	H25.11.8	唐津市呼子町呼子3817-5	参議院議員	
〃	35,000	12.10	〃	〃	
この頁の小計	70,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特** 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
石丸 博	20,000	H25.1.21	武雄市橋町大字芦原4660番地	県議会議員	
〃	20,000	2.21	〃	〃	
〃	20,000	3.21	〃	〃	
〃	20,000	4.19	〃	〃	
〃	20,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	205,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特** 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
古賀 善行	15,000	H25.1.21	佐賀市久保田町大字久保田805-1	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	20,000	6.21	〃	〃	
〃	20,000	7.19	〃	〃	
〃	20,000	8.21	〃	〃	
〃	20,000	9.20	〃	〃	
〃	20,000	10.21	〃	〃	
〃	20,000	11.21	〃	〃	
〃	20,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	215,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特** 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
石井 秀夫	15,000	H25.1.21	嬉野市嬉野町大字下宿乙2367番地8	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特** 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したものの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
留守 茂幸	15,000	H25.1.21	佐賀市大和町東山田3780番地	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	20,000	6.21	〃	〃	
〃	20,000	7.19	〃	〃	
〃	20,000	8.21	〃	〃	
〃	20,000	9.20	〃	〃	
〃	20,000	10.21	〃	〃	
〃	20,000	11.21	〃	〃	
〃	20,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	215,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
米倉 幸久	15,000	H25.1.21	唐津市相知町大野56番地	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特** 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
竹内 和教	20,000	H25.1.21	伊万里市松島町203番地1	県議会議員	
〃	20,000	2.21	〃	〃	
〃	20,000	3.21	〃	〃	
〃	20,000	4.19	〃	〃	
〃	20,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	205,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特** 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
八谷 克幸	15,000	H25.1.21	神崎市神崎町永歌289番地	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特** 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したものの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
大場 芳博	20,000	H25.1.21	唐津市半田2014番地	県議会議員	
〃	20,000	2.21	〃	〃	
〃	20,000	3.21	〃	〃	
〃	20,000	4.19	〃	〃	
〃	20,000	5.21	〃	〃	
〃	20,000	6.21	〃	〃	
〃	20,000	7.19	〃	〃	
〃	20,000	8.21	〃	〃	
〃	20,000	9.20	〃	〃	
〃	20,000	10.21	〃	〃	
〃	20,000	11.21	〃	〃	
〃	20,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	240,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特** 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
石倉 秀郷	15,000	H25.1.21	杵島郡江北町大字山口4412番地3	県議会議員	
//	15,000	2.21	//	//	
//	15,000	3.21	//	//	
//	15,000	4.19	//	//	
//	15,000	5.21	//	//	
//	15,000	6.21	//	//	
//	15,000	7.19	//	//	
//	15,000	8.21	//	//	
//	15,000	9.20	//	//	
//	15,000	10.21	//	//	
//	15,000	11.21	//	//	
//	15,000	12.20	//	//	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特** 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
中倉 政義	15,000	H25.1.21	伊万里市東山代町長浜1151番地	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	20,000	6.21	〃	〃	
〃	20,000	7.19	〃	〃	
〃	20,000	8.21	〃	〃	
〃	20,000	9.20	〃	〃	
〃	20,000	10.21	〃	〃	
〃	20,000	11.21	〃	〃	
〃	20,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	215,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特** 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
桃崎 峰人	15,000	H25.1.21	唐津市浜玉町横田下518番地	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特** 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したものの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
篠塚 周城	15,000	H25.1.21	佐賀市川副町大字鹿江621番地12	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
この頁の小計	105,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特** 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
土井 敏行	20,000	H25.1.21	鹿島市大字高津原4002番地	県議会議員	
〃	20,000	2.21	〃	〃	
〃	20,000	3.21	〃	〃	
〃	20,000	4.19	〃	〃	
〃	20,000	5.21	〃	〃	
〃	20,000	6.21	〃	〃	
〃	20,000	7.19	〃	〃	
〃	20,000	8.21	〃	〃	
〃	20,000	9.20	〃	〃	
〃	20,000	10.21	〃	〃	
〃	20,000	11.21	〃	〃	
〃	20,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	240,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特** 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
木原 奉文	20,000	H25.1.21	佐賀市多布施四丁目19番16号	県議会議員	
〃	20,000	2.21	〃	〃	
〃	20,000	3.21	〃	〃	
〃	20,000	4.19	〃	〃	
〃	20,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	205,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特** 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
田崎 信幸	15,000	H25.1.21	唐津市肥前町切木甲1013番地14	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特** 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
岡口 重文	15,000	H25.1.21	伊万里市大川町大川野2844	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特** 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
福島 光洋	20,000	H25.1.21	多久市西多久町大字板屋7602番地	県議会議員	
〃	20,000	2.21	〃	〃	
〃	20,000	3.21	〃	〃	
〃	20,000	4.19	〃	〃	
〃	20,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	205,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特** 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
原田 寿雄	15,000	H25.1.21	西松浦郡有田町戸灼445-1	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特** 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1)により、その明細を記載したものの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
定松 一生	15,000	H25.1.21	杵島郡白石町大字戸ヶ里2774番地	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特** 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
伊東 猛彦	15,000	H25.1.21	小城市三日月町長神田983番地	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
指山 清範	20,000	H25.1.21	鳥栖市藤木町2103番地1 サンヒルズマンション602号	県議会議員	
〃	20,000	2.21	〃	〃	
〃	20,000	3.21	〃	〃	
〃	20,000	4.19	〃	〃	
〃	20,000	5.21	〃	〃	
〃	20,000	6.21	〃	〃	
〃	20,000	7.19	〃	〃	
〃	20,000	8.21	〃	〃	
〃	20,000	9.20	〃	〃	
〃	20,000	10.21	〃	〃	
〃	20,000	11.21	〃	〃	
〃	20,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	240,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特** 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
川崎 常博	15,000	H25.1.21	佐賀市諸富町大字為重26番地1	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附	0				
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特** 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
藤木卓一郎	15,000	H25.1.21	小城市三日月町樋口227番地	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附	0				
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
宮原 真一	20,000	H25.1.21	三養基郡みやき町江口332番地	県議会議員	
〃	20,000	2.21	〃	〃	
〃	20,000	3.21	〃	〃	
〃	20,000	4.19	〃	〃	
〃	20,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	205,000				
その他の寄附	0				
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
服巻 稔幸	15,000	H25.1.21	三養基郡基山町大字園部1771番地	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附	0				
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体に あつては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつて は、代表者の氏名)	備 考
坂口 祐樹	15,000	H25.1.21	藤津郡太良町多良3532-1	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	20,000	6.21	〃	〃	
〃	20,000	7.19	〃	〃	
〃	20,000	8.21	〃	〃	
〃	20,000	9.20	〃	〃	
〃	20,000	10.21	〃	〃	
〃	20,000	11.21	〃	〃	
〃	20,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	215,000				
その他の寄附	0				
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
向門 慶人	15,000	H25.4.19	鳥栖市古賀町543-8	県議会議員	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	135,000				
その他の寄附	0				
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したものの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体に あつては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつて は、代表者の氏名)	備 考
古賀 陽三	15,000	H25.1.21	佐賀市新郷本町4番8号	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附	0				
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
稲富 正敏	15,000	H25.1.21	武雄市武雄町大字富岡10504番地5	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	20,000	6.21	〃	〃	
〃	20,000	7.19	〃	〃	
〃	20,000	8.21	〃	〃	
〃	20,000	9.20	〃	〃	
〃	20,000	10.21	〃	〃	
〃	20,000	11.21	〃	〃	
〃	20,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	215,000				
その他の寄附	0				
合 計	7,395,000				

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

[illegible]

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。）であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別欄とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特** 甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したものの以外のものの合計金額を記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費		
(1) 人 件 費	22,287,598	✓
(2) 光 熱 水 費	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	1,462,333	✓
(4) 事 務 所 費	7,796,130	✓
小 計	31,546,061	✓
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	17,741,125	✓
(2) 選 挙 関 係 費	7,143,462	✓
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	2,005,923	✓
ア 機関紙誌の発行事業費	359,444	✓
イ 宣伝事業費	556,840	✓
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	1,089,639	✓
(4) 調 査 研 究 費	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	23,603,000	✓
(6) そ の 他 の 経 費	0	
小 計	50,493,510	✓
合 計	82,039,571	✓

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、支出の項目ごとにその額を「備考」欄に記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費 (県連大会費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体に あつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあ つては、主たる事務所の所在地)	備 考
賃 金	139,713	H25.5.31	瀬戸 洋子	佐賀市堀川町2-22-1205	
大会冊子印刷代	131,250	6.7	㈱佐賀印刷社	佐賀市高木瀬西6-11-7	
記念品代	200,000	6.7	㈱原重製陶所	佐賀県西松浦郡有田町応法丙3639	
看板・垂れ幕代	260,400	6.7	アサヒ工芸社	佐賀市成章町1-15	
会場借上料	101,640	6.7	佐嘉神社記念館	佐賀市松原2丁目10番43号	
駐車料金代	225,600	6.7	佐嘉神社社務所	〃	
反 訳 料	86,764	6.7	㈱小出速記事務所	佐賀市鍋島四丁目5番2号	
飲料代	75,600	6.7	㈱ジェイエイビバレッジ佐賀	鹿島市浜町1020番地	
資料コピー代	170,870	6.14	リコージャパン㈱	東京都中央区銀座7-16-12 G-7ビルディング	
会場借上料	124,740	6.24	佐嘉神社記念館	佐賀市松原2丁目10番43号	
〃	150,140	7.8	〃	〃	
チラシ折込料	848,049	7.25	㈱佐賀新聞サービス	佐賀市鍋島2丁目301番	
〃	80,325	7.25	〃	〃	
〃	231,823	7.25	〃	〃	
佐賀前進印刷代	798,000	8.2	㈱佐賀印刷社	佐賀市高木瀬西6-11-7	
この 頁 の 小 計	3,624,914				
そ の 他 の 支 出					
合 計					

備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費 (県連大会費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体に あつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあ つては、主たる事務所の所在地)	備 考
佐賀前進配送代	63,273	8.2	㈱佐賀印刷社	佐賀市高木瀬西6-11-7	
チラシ折込料	396,900	8.2	㈱佐賀新聞サービス	佐賀市鍋島2丁目301番	
新聞広告料	239,400	8.21	㈱佐賀広告センター	佐賀市天神三丁目2番23号	
電話通話料	260,183	8.27	西日本電信電話㈱佐賀支店	佐賀市中の小路5-5	
会場借上料	87,780	9.5	佐嘉神社記念館	佐賀市松原2丁目10番43号	
この頁の小計	1,047,536				
その他の支出	1,156,065				
合 計	5,828,515				

- 備考 1. 1件当たりの金額 (数回にわたってなされたときは、その合計金額) が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式 (その13) (1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し () 内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費 (大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費 (会 議 費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体に あつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあ つては、主たる事務所の所在地)	備 考
この頁の小計	0				
その他の支出	406,796				
合 計	406,796				

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費 (旅費交通費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体に あつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあ つては、主たる事務所の所在地)	備 考
旅 費	88,200	H25.1.22	福島 光洋	多久市西多久町板屋7602番地	
〃	88,200	1.22	西村 忠則	佐賀県杵島郡白石町大字築切又86	
〃	88,200	2.19	篠塚 周城	佐賀市川副町大字鹿江621-12	
〃	88,200	3.16	福島 光洋	多久市西多久町板屋7602番地	
〃	88,200	3.16	西村 忠則	佐賀県杵島郡白石町大字築切又86	
〃	88,200	3.16	進藤 健介	唐津市神田617番地126	
〃	88,200	3.16	平野 達矢	三養基郡みやき町大字原古賀6340	
タクシー代	71,960	4.18	㈱タクシービジネスセンター	佐賀市松原三丁目3番35号	
旅 費	88,200	5.20	福島 光洋	多久市西多久町板屋7602番地	
〃	88,200	6.4	中倉 政義	伊万里市東山代町長浜1151	
〃	88,200	6.4	西村 忠則	佐賀県杵島郡白石町大字築切又86	
〃	88,200	9.2	中倉 政義	伊万里市東山代町長浜1151	
〃	88,200	9.2	西村 忠則	佐賀県杵島郡白石町大字築切又86	
〃	88,200	9.20	〃	〃	
〃	88,200	11.5	〃	〃	
この頁の小計	1,306,760				
その他の支出					
合 計					

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費 (旅費交通費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
旅 費	88,200	11.7	中倉 政義	伊万里市東山代町長浜1151	
タクシー代	72,840	11.12	㈱タクシービジネスセンター	佐賀市松原三丁目3番35号	
この頁の小計	161,040				
その他の支出	248,220				
合 計	1,716,020				

- 備考 1. 1件当たりの金額 (数回にわたってなされたときは、その合計金額) が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式 (その13) (I) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し () 内には、その項目の費目を記載すること。 (例「組織活動費 (大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費 (交 際 費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体に あつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあ つては、主たる事務所の所在地)	備 考
この頁の小計	0				
その他の支出	99,246				
合 計	99,246				

- 備考 1. 1件当たりの金額 (数回にわたってなされたときは、その合計金額) が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式 (その13) (1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し () 内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費 (大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費 (組織活動強化費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体に あつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体に あつては、主たる事務所の所在地)	備 考
賃 金	131,845	H25.2.28	瀬戸 洋子	佐賀市堀川町2-22-1205	
食 事 代	162,400	3.16	陳麻婆豆腐 赤坂分店	東京都千代田区永田町2-14-3	
賃 金	122,000	3.29	瀬戸 洋子	佐賀市堀川町2-22-1205	
〃	145,931	4.30	〃	〃	
〃	135,739	6.30	〃	〃	
〃	139,515	8.30	〃	〃	
〃	115,900	9.30	〃	〃	
〃	134,200	10.31	〃	〃	
〃	128,378	11.29	〃	〃	
こ の 頁 の 小 計	1,215,908				
そ の 他 の 支 出	400,876				
合 計	1,616,784				

- 備考 1. 1件当たりの金額 (数回にわたってなされたときは、その合計金額) が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式 (その13) (1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し () 内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費 (大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費 (政務調査会費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
資料コピー代	112,724	H25.5.10	リコージャパン(株)	東京都中央区銀座7-16-12 G-7ビルディング	
旅 費	88,200	5.22	指山 清範	鳥栖市藤木町2103-1-602	
〃	88,200	5.22	西村 忠則	杵島郡白石町築切又86	
資料コピー代	201,147	8.13	リコージャパン(株)	東京都中央区銀座7-16-12 G-7ビルディング	
政調懇談会費	50,425	8.22	グランデはがくれ	佐賀市天神2丁目1番36号	
〃	77,785	8.22	ホテルピアントス鳥栖観光開発(株)	鳥栖市酒井西町789-1	
資料コピー代	86,271	9.9	リコージャパン(株)	東京都中央区銀座7-16-12 G-7ビルディング	
〃	54,304	9.20	(株)ノアー	佐賀市鍋島3丁目10番14	
政調懇談会費	103,855	9.26	(株)マリトピア	佐賀市新栄東三丁目7番8号	
会場借上料	120,120	9.26	〃	〃	
この頁の小計	983,031				
その他の支出	444,980				
合 計	1,428,011				

備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費 (青年局費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
旅 費	89,490	H25.2.10	坂口 祐樹	藤津郡太良町多良3532-1	
〃	89,490	2.10	宮原 真一	三養基郡みやき町江口332	
〃	89,490	2.10	中村 一堯	鹿島市古枝乙2408-1	
〃	88,200	3.16	坂口 祐樹	藤津郡太良町多良3532-1	
〃	88,200	3.16	宮原 真一	三養基郡みやき町江口332	
〃	88,200	3.16	中村 一堯	鹿島市古枝乙2408-1	
〃	88,200	3.16	北沢 聡一	杵島郡大町町福母2291	
〃	82,700	3.16	井上 沙織	佐賀市南佐賀2-11-5	
資料コピー代	66,266	4.19	㈱ソアー	佐賀市鍋島3丁目10番14	
懇親会費	200,000	5.2	佐嘉神社記念館	佐賀市松原2丁目10番43号	
会場借上料	73,920	5.2	〃	〃	
旅 費	88,200	5.29	坂口 祐樹	藤津郡太良町多良3532-1	
〃	88,200	5.29	神前 輔行	三養基郡基山町小倉481-28-203	
〃	82,700	5.29	井上 沙織	佐賀市南佐賀2-11-5	
〃	82,310	9.1	〃	〃	
この頁の小計	1,385,566				
その他の支出					
合 計					

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費 (青年局費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体に あつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあ つては、主たる事務所の所在地)	備 考
懇親会費	82,000	H25.9.1	お食事処 つぼね	鹿児島県熊手郡久島町安房65	
旅券・宿泊代	574,820	9.27	西鉄旅行(株)	佐賀市駅前中央一丁目1-5号	
資料コピー代	91,108	10.11	リコージャパン(株)	東京都中央区銀座7-16-12 G-7ビルディング	
旅 費	76,000	11.20	坂口 祐樹	藤津郡太良町多良3532-1	
〃	76,140	11.20	松尾 佳昭	西松浦郡有田町外尾町丙1214-7	
〃	70,900	11.20	神前 輔行	三養基郡基山町小倉481-28-203	
〃	70,900	11.20	服巻 稔幸	三養基郡基山町園部1771	
〃	74,760	11.20	西村 忠則	杵島郡白石町築切又86	
印刷代	123,900	12.10	(株)佐賀印刷社	佐賀市高木瀬西6-11-7	
この頁の小計	1,240,528				
その他の支出	1,000,716				
合 計	3,626,810				

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費 (女性局費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
会場借上料	189,050	H25.2.28	武雄センチュリーホテル	武雄市武雄町武雄4075番地13	
資料コピー代	56,344	3.7	リコージャパン(株)	東京都中央区銀座7-16-12 G-7ビルディング	
旅 費	88,200	3.16	江島佐知子	小城市小城町907	
〃	88,200	3.16	藤瀬 都子	杵島郡大町町福母3068-23	
〃	88,200	3.16	山崎 綾子	伊万里市山代町久原2883-1	
〃	88,200	3.16	大久保由美子	三養基郡基山町小倉945-1	
〃	82,700	3.16	渡島 幸司	多久市北多久町小侍40-196	
会場借上料	77,385	5.2	佐嘉神社記念館	佐賀市松原2丁目10番43号	
資料コピー代	133,907	5.20	(株)ソー	佐賀市鍋島3丁目10番14	
旅 費	88,200	6.3	江島 佐知子	小城市小城町907	
〃	108,900	6.3	井上 沙織	佐賀市南佐賀2-11-5	
〃	59,560	10.27	江島 佐知子	小城市小城町907	
〃	59,560	10.27	飯盛 紀美子	佐賀市兵庫町潤1632	
〃	60,800	10.27	岡 小枝子	藤津郡太良町多良1775	
〃	60,260	10.27	外尾 道子	多久市北多久町大字小侍1262-1	
この頁の小計	1,329,466				
その他の支出					
合 計					

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上料」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費 (女性局費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
旅 費	54,460	H25.10.27	井上 沙織	佐賀市南佐賀2-11-5	
資料コピー代	100,312	11.12	リコージャパン(株)	東京都中央区銀座7-16-12 G-7ビルディング	
昼食代	176,127	11.26	(株)マリトピア	佐賀市新栄東三丁目7番8号	
会場借上料	210,000	11.26	〃	〃	
資料コピー代	154,843	12.10	リコージャパン(株)	東京都中央区銀座7-16-12 G-7ビルディング	
この頁の小計	695,742				
その他の支出	645,006				
合 計	2,670,214				

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費 (登録党员事務費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体に あつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあ つては、主たる事務所の所在地)	備 考
賃 金	123,181	H25.1.31	瀬戸 洋子	佐賀市堀川町2-22-1205	
プリンターカートリッジ代	54,600	4.12	NECフィールドディング㈱	東京都港区三田一丁目4番28号	
賃 金	115,900	12.27	瀬戸 洋子	佐賀市堀川町2-22-1205	
この頁の小計	293,681				
その他の支出	55,048				
合 計	348,729				

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 選挙関係費 (選挙関係費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
資料コピー代	73,942	H25.1.10	リコージャパン(株)	東京都中央区銀座7-16-12 G-7ビルディング	
タクシー代	50,040	1.16	(株)タクシービジネスセンター	佐賀市松原三丁目3番35号	
臨時電話代	52,548	1.24	西日本電信電話(株)佐賀支店	佐賀市中の小路5-5	
看板代	546,000	3.29	アサヒ工芸社	佐賀市成章町1-15	
〃	60,375	5.15	(株)柳屋	小城市小城町524	
講師料	52,500	5.22	(株)ローカルメディアラボ	佐賀市愛敬町13番14号1F	
旅 費	88,200	6.9	古川裕紀	神崎市千代田町下板981-2	
〃	82,700	6.9	井上沙織	佐賀市南佐賀2-11-5	
資料コピー代	88,538	6.20	(株)ソアー	佐賀市鍋島3丁目10番14	
昼 食 代	123,100	6.24	佐嘉神社記念館	佐賀市松原2丁目10番43号	
朝立運動用パネル代	241,500	7.8	門鉄美術	佐賀市高木瀬西6丁目11-2	
資料コピー代	180,190	7.8	リコージャパン(株)	東京都中央区銀座7-16-12 G-7ビルディング	
タクシー代	61,660	7.18	(株)タクシービジネスセンター	佐賀市松原三丁目3番35号	
資料コピー代	171,052	7.22	(株)ソアー	佐賀市鍋島3丁目10番14	
賃 金	217,457	7.31	瀬戸洋子	佐賀市堀川町2-22-1205	
この頁の小計	2,089,802				
その他の支出					
合 計					

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 選挙関係費 (選挙関係費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
スマートフォンサイト製作費	210,000	H25.8.2	㈱アゴスト	佐賀市愛敬町13-14-1F	
この頁の小計	210,000				
その他の支出	3,143,660				
合 計	5,443,462				

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 選挙関係費 (公 認 料)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体に あつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあ つては、主たる事務所の所在地)	備 考
公 認 料	100,000	H25.1.7	熊本大成	唐津市佐志南3872	
〃	100,000	8.26	堤正之	佐賀市鍋島町八戸溝348-18	
〃	100,000	8.26	福井章司	佐賀市水ヶ江2丁目15-15	
〃	100,000	8.26	久米勝博	佐賀市本庄町袋146	
〃	100,000	8.26	嘉村弘和	佐賀市南佐賀一丁目6番21号	
〃	100,000	8.26	黒田利人	佐賀市緑小路3-5	
〃	100,000	8.26	山口弘展	佐賀市久保泉町川久保4132-2	
〃	100,000	8.26	川原田裕明	佐賀市嘉瀬町扇町2402-1	
〃	100,000	8.26	川副龍之介	佐賀市西与賀町大字厘外683	
〃	100,000	8.26	実松尊信	佐賀市開成6丁目11-9	
〃	100,000	8.26	永渕史孝	佐賀市若楠三丁目3-23	
〃	100,000	8.26	江頭弘美	佐賀市諸富町大字大堂938	
〃	100,000	8.26	重松徹	佐賀市東与賀町下古賀1007の2	
〃	100,000	8.26	平原嘉徳	佐賀市大和町大字久池井1422-10	
〃	100,000	9.30	森山林	鳥栖市立石町2555	
この頁の小計	1,500,000				
その他の支出	0				
合 計					

備考 1. 1件当たりの金額 (数回にわたってなされたときは、その合計金額) が5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式 (その13) (1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し () 内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費 (大会費)」)

3. 「支出の目的」欄には、() の中の支出の目的を具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が5万円未満の支出を一括してその合計金額を記載すること。

(その14)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 選挙関係費 (公 認 料)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体に あつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあ つては、主たる事務所の所在地)	備 考
公 認 料	100,000	H25.9.30	松隈清之	鳥栖市秋葉町3-8-1東峰マンション鳥栖1007	
〃	100,000	9.30	中村圭一	鳥栖市あさひ新町940-48	
この頁の小計	200,000				
その他の支出	0				
合 計	1,700,000				

備考 1. 1件当たりの金額 (数回にわたってなされたときは、その合計金額) が5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式 (その13) (1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し () 内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費 (大会費)」)

3. 「支出の目的」欄には、() の中の支出の目的を具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が5万円未満の支出を一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 機関紙誌の発行事業費 (印刷製本費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体に あつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあ つては、主たる事務所の所在地)	備 考
印刷製本費	98,122	H25.3.27	(株)佐賀印刷社	佐賀市高木瀬西6-11-7	
この頁の小計	98,122				
その他の支出					
合 計	98,122				

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 機関紙誌の発行事業費 (荷造発送費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体に あつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあ つては、主たる事務所の所在地)	備 考
郵便代	199,360	H25.3.21	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
発送代	61,962	3.27	(株)佐賀印刷社	佐賀市高木瀬西6-11-7	
この頁の小計	261,322				
その他の支出					
合 計	261,322				

- 備考 1. 1件当たりの金額 (数回にわたってなされたときは、その合計金額) が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式 (その13) (1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し () 内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費 (大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 宣伝事業費 (広報車管理費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体に あつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあ つては、主たる事務所の所在地)	備 考
保 険 料	67,320	H25.5.15	三井住友海上火災保険㈱	千葉県印西市大塚2-2-1	
修 理 代	64,512	7.9	佐賀トヨペット㈱	佐賀市鍋島町八戸溝150-5	
こ の 頁 の 小 計	131,832				
そ の 他 の 支 出	77,363				
合 計	209,195				

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 宣伝事業費 (広報宣伝費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体に あつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあ つては、主たる事務所の所在地)	備 考
この頁の小計	0				
その他の支出	116,950				
合 計	116,950				

備考 1. 1件当たりの金額 (数回にわたってなされたときは、その合計金額) が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式 (その13) (1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し () 内には、その項目の費目を記載すること。 (例「組織活動費 (大会費)」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 宣伝事業費 (遊説部費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体に あつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあ つては、主たる事務所の所在地)	備 考
この頁の小計	0				
その他の支出	230,695				
合 計	230,695				

- 備考 1. 1件当たりの金額 (数回にわたってなされたときは、その合計金額) が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式 (その13) (1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し () 内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費 (大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 その他の事業費 (受託事業費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体に あつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあ つては、主たる事務所の所在地)	備 考
旅 費	99,400	H25.2.4	渡島 幸司	多久市北多久町小侍40-196	
"	82,700	3.27	井上 沙織	佐賀市南佐賀2-11-5	
"	82,700	4.5	"	"	
"	210,630	10.28	西村 忠則	杵島郡白石町築切又86	
"	95,800	11.18	井上 沙織	佐賀市南佐賀2-11-5	
この頁の小計	571,230				
その他の支出	518,409				
合 計	1,089,639				

備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に關する特例規定が適用されていた期間に行つた支出に於ては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に關する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出に於ては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 寄附・交付金 (支部強化費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
交付金	200,000	H25.1.7	自由民主党武雄市支部	武雄市東川登町大字永野5888	
〃	100,000	1.7	自由民主党山内町支部	武雄市山内町大字鳥海18433番地2	
〃	300,000	2.3	自由民主党佐賀市支部	佐賀市成章町5番2号	
〃	100,000	2.3	自由民主党諸富支部	佐賀市諸富町大字大堂938番地	
〃	100,000	2.3	自由民主党大和町支部	佐賀市大和町尼寺1282番地1	
〃	100,000	2.3	自由民主党三瀬村支部	佐賀市三瀬村三瀬2784番3	
〃	100,000	2.3	自由民主党川副町支部	佐賀市川副町小々森1176	
〃	100,000	2.3	自由民主党東与賀町支部	佐賀市東与賀町大字飯盛2223番地	
〃	100,000	2.3	自由民主党久保田町支部	佐賀市久保田町大字久保田805-1	
〃	300,000	2.3	自由民主党唐津市支部	唐津市東城内6-47	
〃	100,000	2.3	自由民主党浜玉町支部	唐津市浜玉町東山田3006番地	
〃	100,000	2.3	自由民主党巖木支部	唐津市巖木町浦川内1030番地1	
〃	100,000	2.3	自由民主党北波多支部	唐津市北波多大杉1037	
〃	100,000	2.3	自由民主党肥前町支部	唐津市肥前町入野甲2266-19	
〃	100,000	2.3	自由民主党鎮西町支部	唐津市鎮西町大字早田1915番地	
この頁の小計	2,000,000				
その他の支出					
合 計					

備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 寄附・交付金 (支部強化費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
交付金	100,000	H25.2.3	自由民主党呼子町支部	唐津市呼子町大字殿ノ浦1777-2	
〃	100,000	2.3	自由民主党七山支部	唐津市七山白木2756-1	
〃	100,000	2.3	自由民主党玄海町支部	東松浦郡玄海町大字今村4956番地	
〃	200,000	2.3	自由民主党鳥栖市支部	鳥栖市宿町1436番地	
〃	200,000	2.3	自由民主党多久市支部	多久市北多久町大字小侍2133番地2	
〃	300,000	2.3	自由民主党伊万里市支部	伊万里市大坪町丙1781-1	
〃	100,000	2.3	自由民主党北方町支部	武雄市北方町大崎1797-8	
〃	100,000	2.3	自由民主党太良町支部	藤津郡太良町大字大浦丁1701	
〃	200,000	2.3	自由民主党小城市支部	小城市牛津町柿樋瀬1070	
〃	100,000	2.3	自由民主党塩田町支部	嬉野市塩田町大字馬場下甲3453	
〃	100,000	2.3	自由民主党嬉野町支部	嬉野市嬉野町大字下宿丙953-イ	
〃	100,000	2.3	自由民主党吉野ヶ里町支部	神埼郡吉野ヶ里町豆田2969番地	
〃	200,000	2.3	自由民主党基山町支部	三養基郡基山町大字小倉1262	
〃	100,000	2.3	自由民主党上峰町支部	三養基郡上峰町大字前牟田153番地の2	
〃	100,000	2.3	自由民主党中原支部	三養基郡みやき町大字簗原764	
この頁の小計	2,100,000				
その他の支出					
合 計					

備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 寄附・交付金 (支部強化費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
交付金	100,000	H25.2.3	自由民主党北茂安町支部	三養基郡みやき町東尾2145	
〃	100,000	2.3	自由民主党三根町支部	三養基郡みやき町大字東津740-1	
〃	100,000	2.3	自由民主党有田町支部	西松浦郡有田町南原甲220番地	
〃	100,000	2.3	自由民主党西有田支部	西松浦郡有田町大木宿乙426-1	
〃	100,000	2.3	自由民主党大町町支部	杵島郡大町町大字福母2382-1	
〃	200,000	2.3	自由民主党白石町支部	杵島郡白石町大字今泉1309	
〃	778,000	6.15	自由民主党佐賀市支部	佐賀市成章町5番2号	
〃	240,000	6.15	自由民主党諸富支部	佐賀市諸富町大字大堂938番地	
〃	248,000	6.15	自由民主党大和町支部	佐賀市大和町尼寺1282番地1	
〃	250,000	6.15	自由民主党富士町支部	佐賀市富士町大字杉山1170	
〃	201,000	6.15	自由民主党三瀬村支部	佐賀市三瀬村三瀬2784番3	
〃	243,000	6.15	自由民主党川副町支部	佐賀市川副町小々森1176	
〃	218,000	6.15	自由民主党東与賀町支部	佐賀市東与賀町大字飯盛2223番地	
〃	265,000	6.15	自由民主党久保田町支部	佐賀市久保田町大字久保田805-1	
〃	637,000	6.15	自由民主党唐津市支部	唐津市東城内6-47	
この頁の小計	3,780,000				
その他の支出					
合 計					

備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 寄附・交付金 (支部強化費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
交付金	327,000	H25.6.15	自由民主党浜玉町支部	唐津市浜玉町東山田3006番地	
〃	213,000	6.15	自由民主党厳木支部	唐津市厳木町浦川内1030番地1	
〃	218,000	6.15	自由民主党相知支部	唐津市相知町平山上甲1226	
〃	227,000	6.15	自由民主党北波多支部	唐津市北波多大杉1037	
〃	227,000	6.15	自由民主党肥前町支部	唐津市肥前町入野甲2266-19	
〃	211,000	6.15	自由民主党鎮西町支部	唐津市鎮西町大字早田1915番地	
〃	225,000	6.15	自由民主党呼子町支部	唐津市呼子町大字殿ノ浦1777-2	
〃	238,000	6.15	自由民主党七山支部	唐津市七山白木2756-1	
〃	253,000	6.15	自由民主党玄海町支部	東松浦郡玄海町大字今村4956番地	
〃	390,000	6.15	自由民主党鳥栖市支部	鳥栖市宿町1436番地	
〃	400,000	6.15	自由民主党多久市支部	多久市北多久町大字小侍2133番地2	
〃	751,000	6.15	自由民主党伊万里市支部	伊万里市大坪町丙1781-1	
〃	472,000	6.15	自由民主党武雄市支部	武雄市東川登町大字永野5888	
〃	204,000	6.15	自由民主党山内町支部	武雄市山内町大字鳥海18433番地2	
〃	193,000	6.15	自由民主党北方町支部	武雄市北方町大崎1797-8	
この頁の小計	4,549,000				
その他の支出					
合 計					

備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 寄附・交付金 (支部強化費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体に あつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあ つては、主たる事務所の所在地)	備 考
交付金	364,000	H23.6.15	自由民主党鹿島市支部	鹿島市大字納富分3111-7	
〃	235,000	6.15	自由民主党太良町支部	藤津郡太良町大字大浦丁1701	
〃	432,000	6.15	自由民主党小城市支部	小城市牛津町柿樋瀬1070	
〃	210,000	6.15	自由民主党塩田町支部	嬉野市塩田町大字馬場下甲3453	
〃	240,000	6.15	自由民主党嬉野町支部	嬉野市嬉野町大字下宿甲1004番イ	
〃	429,000	6.15	自由民主党神埼市支部	神埼市神埼町横武395	
〃	271,000	6.15	自由民主党吉野ヶ里町支部	神埼郡吉野ヶ里町豆田2969番地	
〃	499,000	6.15	自由民主党基山町支部	三養基郡基山町宮浦1023-2	
〃	207,000	6.15	自由民主党上峰町支部	三養基郡上峰町大字坊所681番地	
〃	252,000	6.15	自由民主党中原支部	三養基郡みやき町大字簗原764	
〃	253,000	6.15	自由民主党北茂安町支部	三養基郡みやき町東尾2145	
〃	226,000	6.15	自由民主党三根町支部	三養基郡みやき町大字東津740-1	
〃	230,000	6.15	自由民主党有田町支部	西松浦郡有田町戸杓丙731-1	
〃	201,000	6.15	自由民主党西有田支部	西松浦郡有田町大木宿乙426-1	
〃	204,000	6.15	自由民主党大町町支部	杵島郡大町町大字福母2382-1	
この頁の小計	4,253,000				
その他の支出					
合 計					

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 寄附・交付金 (支部強化費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
交付金	230,000	H25.6.15	自由民主党江北町支部	杵島郡江北町大字八町1782	
〃	396,000	6.15	自由民主党白石町支部	杵島郡白石町築切2695-1	
〃	60,000	6.15	自由民主党佐賀県ときわ会支部	佐賀市駅前中央一丁目11番20号	
〃	110,000	6.15	自由民主党21世紀佐賀をつくる会	佐賀市鬼丸町12-30	
〃	50,000	6.15	自由民主党佐賀県旅客船支部	唐津市海岸通7182-411	
〃	50,000	6.15	自由民主党佐賀県電気通信支部	佐賀市木原1丁目7-22	
〃	50,000	6.15	自由民主党佐賀県エルピーガス支部	佐賀市駅前中央一丁目7番18号	
〃	50,000	6.15	自由民主党佐賀県石油販売業支部	佐賀市川原町8-27	
〃	70,000	6.15	自由民主党佐賀県大樹支部	小城市芦刈町三王崎324-14	
〃	120,000	6.15	自由民主党佐賀県歯科医師支部	佐賀市西田代二丁目5番24号	
〃	120,000	6.15	自由民主党佐賀県医療会支部	佐賀市新中町2番15号	
〃	120,000	6.15	自由民主党佐賀県薬剤師支部	佐賀市本庄町大字本庄1269番1号	
〃	80,000	6.15	自由民主党佐賀県地域振興支部	西松浦郡有田町本町丙972-15	
〃	120,000	6.15	自由民主党佐賀県建設支部	佐賀市城内二丁目2番37号	
〃	60,000	6.15	自由民主党佐賀県看護連盟支部	佐賀市久保田町徳万1997-1	
この頁の小計	1,686,000				
その他の支出					
合 計					

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 寄附・交付金 (支部強化費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
交付金	80,000	H25.6.15	自由民主党佐賀県同和会支部	佐賀市天神二丁目2番28号	
〃	50,000	6.15	自由民主党佐賀県たばこ販売支部	佐賀市駅前中央3丁目6-11	
〃	60,000	6.15	自由民主党佐賀県宅建支部	佐賀市神野東四丁目1番10号	
〃	100,000	9.18	自由民主党久保田町支部	佐賀市久保田町大字久保田805-1	
この頁の小計	290,000				
その他の支出	60,000				
合 計	18,718,000				

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 寄附・交付金 (奨励・補助金)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
交付金	100,000	H25.3.8	しのづか周城後援会	佐賀市川副町大字鹿江621-12	
〃	100,000	3.8	佐賀市第七支部	佐賀市大和町大字尼寺2763-23	
〃	100,000	3.8	武雄市第一支部	武雄市武雄町永島15664	
〃	100,000	3.8	嬉野市第一支部	嬉野市嬉野町大字下宿乙2367-8	
〃	100,000	3.8	佐賀市第三支部	佐賀市神園2-8-23-101	
〃	100,000	3.8	小城市第一支部	小城市三日月町長神田983番地	
〃	100,000	3.8	武雄市第二支部	武雄市朝日町大字甘久2700-3	
〃	100,000	3.8	伊万里市第二支部	伊万里市松島町218	
〃	100,000	3.8	伊万里市第三支部	伊万里市東山代町長浜1151番地	
〃	100,000	3.8	多久市第一支部	多久市北多久町大字小侍2133-2	
〃	100,000	3.8	小城市第二支部	小城市牛津町柿樋瀬1082-1	
〃	100,000	3.8	杵島郡第四支部	杵島郡江北町大字八町上古川内搦652番地	
〃	100,000	3.8	東松浦郡第三支部	唐津市浜玉町横田下518番地	
〃	100,000	3.8	鹿島市・藤津郡第一支部	鹿島市大字高津原3999番地3	
〃	100,000	3.8	鳥栖市第一支部	鳥栖市藤木町1106番地6	
この頁の小計	1,500,000				
その他の支出					
合 計					

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 寄附・交付金 (奨励・補助金)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体に あつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあ つては、主たる事務所の所在地)	備 考
交付金	100,000	H25.3.8	佐賀市第九支部	佐賀市久保田町大字新田1107-1	
〃	100,000	3.8	唐津市・東松浦郡第四支部	唐津市半田1854番地6	
〃	100,000	3.8	伊万里市第五支部	伊万里市大川町大川野2844番地	
〃	150,000	6.15	日本遺族政治連盟佐賀県支部	佐賀市川原町8番27号	
〃	50,000	6.15	自由民主党歯科技工士会支部	佐賀市神園5丁目4番9号	
〃	100,000	9.18	武雄市第一支部	武雄市武雄町永島15664	
〃	100,000	9.18	佐賀市第九支部	佐賀市久保田町大字新田1107-1	
〃	100,000	9.18	嬉野市第一支部	嬉野市嬉野町大字下宿乙2367-8	
〃	100,000	9.18	佐賀市第七支部	佐賀市大和町大字尼寺2763-23	
〃	100,000	9.18	米倉幸久後援会	唐津市相知町大野56	
〃	100,000	9.18	伊万里市第二支部	伊万里市松島町218	
〃	100,000	9.18	八谷克幸後援会	神崎市神崎町永歌289	
〃	100,000	9.18	唐津市・東松浦郡第四支部	唐津市半田1854番地6	
〃	100,000	9.18	杵島郡第四支部	杵島郡江北町大字八町上古川内竊652番地	
〃	100,000	9.18	伊万里市第三支部	伊万里市東山代町長浜1151番地	
この頁の小計	1,500,000				
その他の支出					
合 計					

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し、()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 寄附・交付金 (奨励・補助金)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体に あつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあ つては、主たる事務所の所在地)	備 考
交付金	100,000	H25.9.18	東松浦郡第三支部	唐津市浜玉町横田下518番地	
〃	100,000	9.18	鹿島市・藤津郡第一支部	鹿島市大字高津原3999番地3	
〃	100,000	9.18	佐賀市第三支部	佐賀市神園2-8-23-101	
〃	100,000	9.18	田崎信幸後援会	唐津市肥前町切木乙533-5	
〃	100,000	9.18	伊万里市第五支部	伊万里市大川町大川野2844番地	
〃	100,000	9.18	多久市第一支部	多久市北多久町大字小侍2133-2	
〃	100,000	9.18	原田ひさお後援会	西松浦郡有田町戸灼丙445-1	
〃	100,000	9.18	定松一生後援会	杵島郡白石町大字戸ケ里2774	
〃	100,000	9.18	小城市第一支部	小城市三日月町長神田983番地	
〃	100,000	9.18	鳥栖市第一支部	鳥栖市藤木町1106番地6	
〃	100,000	9.18	川崎常博後援会	佐賀市諸富町大字為重26番地1	
〃	100,000	9.18	小城市第二支部	小城市牛津町柿樋瀬1082-1	
〃	100,000	9.18	三養基郡第一支部	三養基郡みやき町江口332	
〃	100,000	9.18	はらまきとしゆき後援会	三養基郡基山町大字園部1771	
〃	100,000	9.18	坂口ゆうき後援会	藤津郡太良町多良3532-1	
この頁の小計	1,500,000				
その他の支出					
合 計	4,500,000				

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 寄附・交付金 (奨励・補助金)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体に あつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあ つては、主たる事務所の所在地)	備 考
交付金	100,000	H25.9.18	むかいかど慶人後援会	鳥栖市古賀町543-8	
〃	100,000	9.18	古賀ようぞう後援会	佐賀市新郷本町4-8	
〃	100,000	9.18	武雄市第二支部	武雄市朝日町大字甘久2700-3	
この頁の小計	300,000				
その他の支出	85,000				
合 計	4,885,000				

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳					
支 出 項 目	金 額	年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
交付金	200,000	H25.1.7	自由民主党武雄市支部	武雄市東川登町大字永野5888	
〃	100,000	1.7	自由民主党山内町支部	武雄市山内町大字鳥海18433番地2	
〃	300,000	2.3	自由民主党佐賀市支部	佐賀市成章町5番2号	
〃	100,000	2.3	自由民主党諸富支部	佐賀市諸富町大字大堂938番地	
〃	100,000	2.3	自由民主党大和町支部	佐賀市大和町尼寺1282番地1	
〃	100,000	2.3	自由民主党三瀬村支部	佐賀市三瀬村三瀬2784番3	
〃	100,000	2.3	自由民主党川副町支部	佐賀市川副町小々森1176	
〃	100,000	2.3	自由民主党東与賀町支部	佐賀市東与賀町大字飯盛2223番地	
〃	100,000	2.3	自由民主党久保田町支部	佐賀市久保田町大字久保田805-1	
〃	300,000	2.3	自由民主党唐津市支部	唐津市東城内6-47	
〃	100,000	2.3	自由民主党浜玉町支部	唐津市浜玉町東山田3006番地	
〃	100,000	2.3	自由民主党巖木支部	唐津市巖木町浦川内1030番地1	
〃	100,000	2.3	自由民主党北波多支部	唐津市北波多大杉1037	
〃	100,000	2.3	自由民主党肥前町支部	唐津市肥前町入野甲2266-19	
〃	100,000	2.3	自由民主党鎮西町支部	唐津市鎮西町大字早田1915番地	
この頁の小計	2,000,000				
合 計					

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式(その13)に掲げる支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳					
支 出 項 目	金 額	年月日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
交付金	100,000	H25.2.3	自由民主党呼子町支部	唐津市呼子町大字殿ノ浦1777-2	
〃	100,000	2.3	自由民主党七山支部	唐津市七山白木2756-1	
〃	100,000	2.3	自由民主党玄海町支部	東松浦郡玄海町大字今村4956番地	
〃	200,000	2.3	自由民主党鳥栖市支部	鳥栖市宿町1436番地	
〃	200,000	2.3	自由民主党多久市支部	多久市北多久町大字小侍2133番地2	
〃	300,000	2.3	自由民主党伊万里市支部	伊万里市大坪町丙1781-1	
〃	100,000	2.3	自由民主党北方町支部	武雄市北方町大崎1797-8	
〃	100,000	2.3	自由民主党太良町支部	藤津郡太良町大字大浦丁1701	
〃	200,000	2.3	自由民主党小城市支部	小城市牛津町柿樋瀬1070	
〃	100,000	2.3	自由民主党塩田町支部	嬉野市塩田町大字馬場下甲3453	
〃	100,000	2.3	自由民主党嬉野町支部	嬉野市嬉野町大字下宿丙953-イ	
〃	100,000	2.3	自由民主党吉野ヶ里町支部	神埼郡吉野ヶ里町豆田2969番地	
〃	200,000	2.3	自由民主党基山町支部	三養基郡基山町宮浦1023-2	
〃	100,000	2.3	自由民主党上峰町支部	三養基郡上峰町大字前牟田153番地の2	
〃	100,000	2.3	自由民主党中原支部	三養基郡みやき町大字養原764	
この頁の小計	2,100,000				
合 計					

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式(その13)に掲げる支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳					
支 出 項 目	金 額	年月日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
交付金	100,000	H25.2.3	自由民主党北茂安町支部	三養基郡みやき町東尾2145	
〃	100,000	2.3	自由民主党三根町支部	三養基郡みやき町大字東津740-1	
〃	100,000	2.3	自由民主党有田町支部	西松浦郡有田町戸杓丙731-1	
〃	100,000	2.3	自由民主党西有田支部	西松浦郡有田町大木宿乙426-1	
〃	100,000	2.3	自由民主党大町町支部	杵島郡大町町大字福母2382-1	
〃	200,000	2.3	自由民主党白石町支部	杵島郡白石町大字今泉1309	
〃	100,000	3.8	佐賀市第七支部	佐賀市大和町大字尼寺2763-23	
〃	100,000	3.8	武雄市第一支部	武雄市武雄町永島15664	
〃	100,000	3.8	嬉野市第一支部	嬉野市嬉野町大字下宿乙2367-8	
〃	100,000	3.8	佐賀市第三支部	佐賀市神園2-8-23-101	
〃	100,000	3.8	小城市第一支部	小城市三日月町長神田983番地	
〃	100,000	3.8	武雄市第二支部	武雄市朝日町大字甘久2700-3	
〃	100,000	3.8	伊万里市第二支部	伊万里市松島町218	
〃	100,000	3.8	伊万里市第三支部	伊万里市東山代町長浜1151番地	
〃	100,000	3.8	多久市第一支部	多久市北多久町大字小侍2133-2	
この頁の小計	1,600,000				
合 計					

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式(その13)に掲げる支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳					
支 出 項 目	金 額	年月日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
交付金	100,000	H25.3.8	小城市第二支部	小城市牛津町柿樋瀬1082-1	
〃	100,000	3.8	杵島郡第四支部	杵島郡江北町大字八町上古川内堀652番地	
〃	100,000	3.8	東松浦郡第三支部	唐津市浜玉町横田下518番地	
〃	100,000	3.8	鹿島市・藤津郡第一支部	鹿島市大字高津原3999番地3	
〃	100,000	3.8	鳥栖市第一支部	鳥栖市藤木町1106番地6	
〃	100,000	3.8	佐賀市第九支部	佐賀市久保田町大字新田1107-1	
〃	100,000	3.8	唐津市・東松浦郡第四支部	唐津市半田1854番地6	
〃	100,000	3.8	伊万里市第五支部	伊万里市大川町大川野2844番地	
〃	778,000	6.15	自由民主党佐賀市支部	佐賀市成章町5番2号	
〃	240,000	6.15	自由民主党諸富支部	佐賀市諸富町大字大堂938番地	
〃	248,000	6.15	自由民主党大和町支部	佐賀市大和町尼寺1282番地1	
〃	250,000	6.15	自由民主党富士町支部	佐賀市富士町大字杉山1170	
〃	201,000	6.15	自由民主党三瀬村支部	佐賀市三瀬村三瀬2784番3	
〃	243,000	6.15	自由民主党川副町支部	佐賀市川副町小々森1176	
〃	218,000	6.15	自由民主党東与賀町支部	佐賀市東与賀町大字飯盛2223番地	
この頁の小計	2,978,000				
合 計					

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式(その13)に掲げる支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳					
支 出 項 目	金 額	年月日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
交付金	265,000	H25.6.15	自由民主党久保田町支部	佐賀市久保田町大字久保田805-1	
〃	637,000	6.15	自由民主党唐津市支部	唐津市東城内6-47	
〃	327,000	6.15	自由民主党浜玉町支部	唐津市浜玉町東山田3006番地	
〃	213,000	6.15	自由民主党厳木支部	唐津市厳木町浦川内1030番地1	
〃	218,000	6.15	自由民主党相知支部	唐津市相知町平山上甲1226	
〃	227,000	6.15	自由民主党北波多支部	唐津市北波多大杉1037	
〃	227,000	6.15	自由民主党肥前町支部	唐津市肥前町入野甲2266-19	
〃	211,000	6.15	自由民主党鎮西町支部	唐津市鎮西町大字早田1915番地	
〃	225,000	6.15	自由民主党呼子町支部	唐津市呼子町大字殿ノ浦1777-2	
〃	238,000	6.15	自由民主党七山支部	唐津市七山白木2756-1	
〃	253,000	6.15	自由民主党玄海町支部	東松浦郡玄海町大字今村4956番地	
〃	390,000	6.15	自由民主党鳥栖市支部	鳥栖市宿町1436番地	
〃	400,000	6.15	自由民主党多久市支部	多久市北多久町大字小侍2133番地2	
〃	751,000	6.15	自由民主党伊万里市支部	伊万里市大坪町丙1781-1	
〃	472,000	6.15	自由民主党武雄市支部	武雄市東川登町大字永野5888	
この頁の小計	5,054,000				
合 計					

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式(その13)に掲げる支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式(その13)に掲げる支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳					
支 出 項 目	金 額	年月日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
交付金	204,000	H25.6.15	自由民主党山内町支部	武雄市山内町大字鳥海18433番地2	
〃	193,000	6.15	自由民主党北方町支部	武雄市北方町大崎1797-8	
〃	364,000	6.15	自由民主党鹿島市支部	鹿島市大字納富分3111-7	
〃	235,000	6.15	自由民主党太良町支部	藤津郡太良町大字大浦丁1701	
〃	432,000	6.15	自由民主党小城市支部	小城市牛津町柿樋瀬1070	
〃	210,000	6.15	自由民主党塩田町支部	嬉野市塩田町大字馬場下甲3453	
〃	240,000	6.15	自由民主党嬉野町支部	嬉野市嬉野町大字下宿甲1004番地イ	
〃	429,000	6.15	自由民主党神埼市支部	神埼市神埼町横武395	
〃	271,000	6.15	自由民主党吉野ヶ里町支部	神埼郡吉野ヶ里町豆田2969番地	
〃	499,000	6.15	自由民主党基山町支部	三養基郡基山町宮浦1023-2	
〃	207,000	6.15	自由民主党上峰町支部	三養基郡上峰町大字坊所681番地	
〃	252,000	6.15	自由民主党中原支部	三養基郡みやき町大字養原764	
〃	253,000	6.15	自由民主党北茂安町支部	三養基郡みやき町東尾2145	
〃	226,000	6.15	自由民主党三根町支部	三養基郡みやき町大字東津740-1	
〃	230,000	6.15	自由民主党有田町支部	西松浦郡有田町戸杓丙731-1	
この頁の小計	4,245,000				
合 計					

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式(その13)に掲げる支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳					
支 出 項 目	金 額	年月日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
交付金	201,000	H25.6.15	自由民主党西有田支部	西松浦郡有田町大木宿乙426-1	
〃	204,000	6.15	自由民主党大町町支部	杵島郡大町町大字福母2382-1	
〃	230,000	6.15	自由民主党江北町支部	杵島郡江北町大字八町1782	
〃	396,000	6.15	自由民主党白石町支部	杵島郡白石町大字築切2695-1	
〃	60,000	6.15	自由民主党佐賀県ときわ会支部	佐賀市駅前中央一丁目11番20号	
〃	110,000	6.15	自由民主党21世紀佐賀をつくる会	佐賀市鬼丸町12-30	
〃	50,000	6.15	自由民主党佐賀県旅客船支部	唐津市海岸通7182-217	
〃	50,000	6.15	自由民主党佐賀県電気通信支部	佐賀市木原1丁目7-22	
〃	50,000	6.15	自由民主党佐賀県エルピーガス支部	佐賀市駅前中央一丁目7番18号	
〃	30,000	6.15	自由民主党佐賀県自治振興支部	神埼市千代田町姉1968-1	
〃	50,000	6.15	自由民主党佐賀県石油販売業支部	佐賀市川原町8-27	
〃	70,000	6.15	自由民主党佐賀県大樹支部	小城市芦刈町三王崎324-14	
〃	120,000	6.15	自由民主党佐賀県歯科医師支部	佐賀市西田代二丁目5番24号	
〃	120,000	6.15	自由民主党佐賀県医療会支部	佐賀市新中町2番15号	
〃	120,000	6.15	自由民主党佐賀県薬剤師支部	佐賀市本庄町大字本庄1269番1号	
この頁の小計	1,861,000				
合 計					

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式(その13)に掲げる支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳					
支 出 項 目	金 額	年月日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
交付金	80,000	H25.6.15	自由民主党佐賀県地域振興支部	西松浦郡有田町本町丙972-15	
〃	120,000	6.15	自由民主党佐賀県建設支部	佐賀市城内二丁目2番37号	
〃	60,000	6.15	自由民主党佐賀県看護連盟支部	佐賀市久保田町徳万1997-1	
〃	80,000	6.15	自由民主党佐賀県同和会支部	佐賀市天神二丁目2番28号	
〃	50,000	6.15	自由民主党佐賀県たばこ販売支部	佐賀市駅前中央3丁目6-11	
〃	60,000	6.15	自由民主党佐賀県宅建支部	佐賀市神野東四丁目1番10号	
〃	30,000	6.15	自由民主党佐賀県林材支部	佐賀市本庄町大字本庄278-4	
〃	100,000	9.18	自由民主党久保田町支部	佐賀市久保田町大字久保田805-1	
〃	100,000	9.18	武雄市第一支部	武雄市武雄町永島15664	
〃	100,000	9.18	佐賀市第九支部	佐賀市久保田町大字新田1107-1	
〃	100,000	9.18	嬉野市第一支部	嬉野市嬉野町大字下宿乙2367-8	
〃	100,000	9.18	佐賀市第七支部	佐賀市大和町大字尼寺2763-23	
〃	100,000	9.18	伊万里市第二支部	伊万里市松島町218	
〃	100,000	9.18	唐津市・東松浦郡第四支部	唐津市半田1854番地6	
〃	100,000	9.18	杵島郡第四支部	杵島郡江北町大字八町上古川内綱652番地	
この頁の小計	1,280,000				
合 計					

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式(その13)に掲げる支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳					
支 出 項 目	金 額	年月日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
交付金	100,000	H25.9.18	伊万里市第三支部	伊万里市東山代町長浜1151番地	
〃	100,000	9.18	東松浦郡第三支部	唐津市浜玉町横田下518番地	
〃	100,000	9.18	鹿島市・藤津郡第一支部	鹿島市大字高津原3999番地3	
〃	100,000	9.18	佐賀市第三支部	佐賀市神園2-8-23-101	
〃	100,000	9.18	伊万里市第五支部	伊万里市大川町大川野2844番地	
〃	100,000	9.18	多久市第一支部	多久市北多久町大字小侍2133-2	
〃	100,000	9.18	小城市第一支部	小城市三日月町長神田983番地	
〃	100,000	9.18	鳥栖市第一支部	鳥栖市藤木町1106番地6	
〃	100,000	9.18	小城市第二支部	小城市牛津町柿樋瀬1082-1	
〃	100,000	9.18	三養基郡第一支部	三養基郡みやき町江口332	
〃	100,000	9.18	武雄市第二支部	武雄市朝日町大字甘久2700-3	
この頁の小計	1,100,000				
合 計	22,218,000				

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式(その13)に掲げる支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の貸借権	☐	☒	
エ 取得の価格が100万円を超える動産	☒	☐	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☒	☐	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その18)

2 資産等の項目別内訳

[illegible]

2 資産等の項目別内訳

[illegible]

(その 20)

宣 誓 書

添付書類 (別添のとおり)

- ① 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 26 年 2 月 27 日

政治団体の名称 自由民主党佐賀県支部連合会

会計責任者の氏名 杉原豊喜 

代表者の氏名 _____ 

(備考)

- 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
- 2 解散の場合のみ「代表者の氏名」欄も、記入押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。